

依頼試験・機器開放等の受け入れについて

令和2年6月19日現在

令和2年6月19日から、群馬県立産業技術センターでは依頼試験・機器開放の受け入れ基準を以下のとおりとします。尚、この受け入れ基準は状況に応じて適宜更新します。

＜依頼試験＞ ○：受け入れ可 △：条件付き受け入れ

	受け入れ条件	県内、県外企業
1	試験サンプルのお預かりによる場合	○
2	立ち会いによる場合（※1）	△

＜機器開放＞ ○：受け入れ可 △：条件付き受け入れ

	受け入れ条件	県内、県外企業
1	当該機器を利用したことのある場合（※1）	△
2	当該機器を新規にご利用の場合（※1）（※2）	△

※1 機器の設置された部屋によって密集・密接・密閉の状況が異なるため、部屋ごとに受け入れ可否や人数制限を決めています。詳しくは担当職員にお問い合わせください。

※2 新規のご利用で、機器操作習得のための個別研修が必要な場合、研修に時間を要する機器は長時間の密接を避けるために、受け入れをお断りすることがあります。詳しくは担当職員にお問い合わせください。

◎ 技術相談、共同研究、受託研究に関してもご来所いただけます。

発熱や倦怠感がある等、体調のすぐれない方はご来所をお控えください。

また、ご来所の際には以下の事項にご協力下さい。

- 1 来所時のマスクの着用
- 2 入室前の手洗い、手指の消毒
- 3 入室前の検温
- 4 入室前の「受付カード兼健康状態申告書」への記入

利用者の皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。